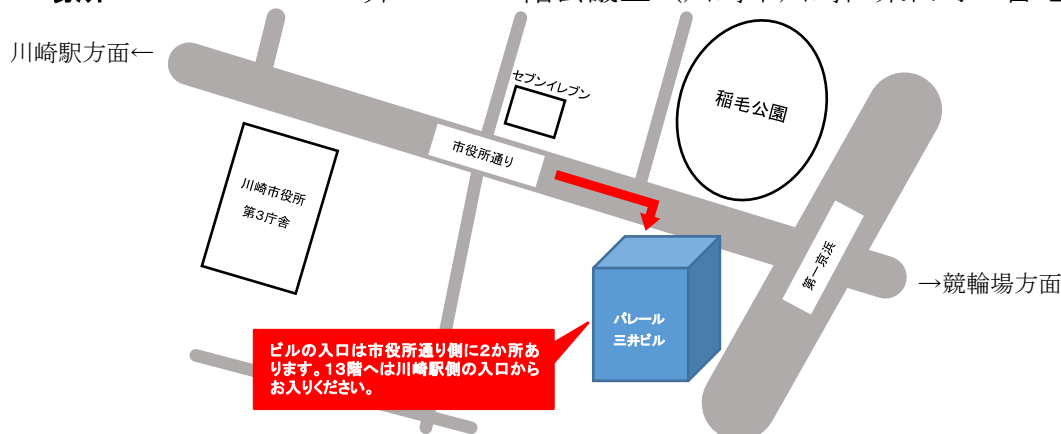


特設人権相談所を開設します

6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせ、人権擁護委員による特設人権相談（無料）を実施します。当日は12人の人権擁護委員が、次のとおり相談をお受けします。

- 1 日時 令和5年6月1日（木）10時から16時まで
- 2 場所 パレール三井ビル13階会議室（川崎市川崎区東田町8番地）



- 3 内容 近隣との争いごと、子どもや高齢者への虐待、セクハラ問題などについて相談に応じます。
- 4 事前予約 不要
- 5 料金 無料（どなたでも無料で相談できます。）
- 6 主催 川崎人権擁護委員協議会・横浜地方法務局川崎支局



<人権擁護委員について>

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、現在、川崎市には、市長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が42人おります。

【問合せ先】

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 羽田野
電話（044）200-2315